

歯科技工所の構造設備		
項 目	歯科技工士法施行規則	状 態
① 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石膏トラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡（マイクロスコプ） <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防塵用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸塵装置（室外排気が望ましい） <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚（保管庫） <input type="checkbox"/> 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる	第13条の2第2号	適・否
③ 手洗い設備を有している	第13条の2第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第13条の2第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している	第13条の2第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切である	第13条の2第6号	適・否
⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第13条の2第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第13条の2第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第13条の2第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第13条の2第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している	第13条の2第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している	第13条の2第12号	有・無